

# 大阪市立東淡路小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心をもち、自らすすんで学ぶ、たくましい子どもを育成する」ために「大阪市立東淡路小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

### ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

- ・人権教育の充実  
(子どもの自尊心を高め、ちがいやよさを認め合える集団育成の取組を推進する)
- ・道徳教育の充実  
(人間尊重の精神に根ざした豊かな心を育てる教育活動を推進する)
- ・学校行事の充実  
(遠足や集団宿泊的行事をはじめ多くの学校行事を通して、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を充実させる)
- ・児童会活動の充実  
(あいさつ運動や異学年交流の充実を図り、全校児童のふれあいを深める取組を推進する)

### ② 未然防止・早期発見のための取組

- ・日々の観察  
(学活や清掃等、教職員が児童とともに過ごす機会を、積極的に設ける)
- ・教育相談  
(教職員と児童の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくる)
- ・スクールカウンセリング  
(気になる児童に対して、積極的に養護教諭やスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う)
- ・いじめ実態調査アンケート  
(学期に1回、5月・11月・2月に実施し、早期発見の手立てとする)
- ・いじめ（いのち）について考える日の設定  
(校長による児童朝会での講話、及び各学級担任による講話や話し合いを実施)  
※5月の大型連休明けの月曜日に設定。

### ③ 家庭・地域との連携

- ・学校協議会、民生委員との懇談会、PTA実行委員会や懇談会等を通じて、児童の実態・指導方針等の情報交換をする。
- ・「保幼・小」連携や「小・中」連携も一層深めていく。
- ・学年だよりや学校ホームページ等を活用し、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

## 3. いじめの未然防止についての取組

＜基本的な考え方＞

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科（道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士が信頼に基づく人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

## (1) 授業改善

本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るために以下を進める。

- ① 学校生活を送る児童が最も長い時間を過ごすのが、授業の時間であり、この時間を児童が、主体的に積極的に過ごすことで、安心・安全な学校生活に繋がり、学力向上はもとより、いじめをはじめとした生活指導上の諸問題の未然防止に繋がっていく。そのため、「わかる授業づくり」を進め、「すべての児童が参加・活躍」する授業を追求していく。
- ② 「わかる授業」の創造をめざし、現在も進めている「研究授業」の深化と充実をさらに図るとともに、「外部講師」の活用や「メンター教員」を中心とした校内研修会を実施する中で、教員の指導力の向上を進めていく。
- ③ 学習参観や土曜授業などを活用し、授業・児童の実態を保護者・地域に広く周知する。

## (2) 自己有用感を高めるために

本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感の高揚を図るために以下を進める。

- ① 友人関係や集団づくり、社会性の育成などを進めるために、従前から進めている社会見学や交流体験などの「体験的な学習」のさらなる充実と深化を図り、児童自らが、気づき、経験する機会を積極的に展開していく。
- ② 日々の学級での活動、学校行事や児童会活動・委員会活動、「キッズタイム」の取組などで、児童自らが計画し、実行する機会を積極的に設ける。児童が、他の児童（同学年・異学年）や大人との関わり合いを通じて、人と関わることの喜びや重要性を認識し、人とのつながりを深める中で、自己有用感や自己肯定感、また所属感を高めていくとともにソーシャルスキルの育成を図り、望ましい集団づくりを進める。

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図るために以下を進める。

- ① 年間計画のもと、道徳教育や人権教育の取り組みを通じて相手の存在や尊厳を認めることのできる児童を育成し、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように取り組みを深める。
- ② 日々の授業や体験的な活動の中で、生命の大切さや仲間の大切さを一層認識させる取り組みを深める。
- ③ いじめている児童はもとより、周りで見ていたり、はやし立てたりする児童についても毅然とした姿勢で指導をおこない、学校全体でいじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を進める。
- ④ スマートフォンやタブレット等のインターネット接続端末が子どもたちにあたりまえに普及するなか、非対面的に利用するSNSや動画サイトの安全な使い方や利用上のモラル、情報との付き合い方について、保護者共々、指導や啓発を進める。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、連絡帳や電話連絡、家庭訪問を活用して保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- (2) さらには地域からの情報も積極的に収集するために、学校協議会や地域活動協議会等の学校関連地域諸組織との連携を行う。
- (3) 校内組織としては、生活指導等の問題の未然防止及び早期発見・対応のため、個別対応委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）を開催する。児童情報については、毎月開催している定例の「児童理解連絡会」で各学年からの情報交換をおこなう。また職員朝会での日常的な連絡も活用し、危機感をもって組織的な対応を心がける。
- (4) 情報については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を収集の基本とし、いじめアンケートや教育相談、児童への面談を積極的に活用する。
- (5) 教育委員会を始め、子ども相談センター、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクー

ルカウンセラー、東淀川警察署（生活安全課少年係）、さらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめに早期対応できる体制の強化を図るとともに、保護者に対し、各種のいじめ相談窓口の周知をおこなう。

## 5. いじめの早期解決の取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) 「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職（校長・教頭）へ速やかに報告する。管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- (2) 被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体の方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めるここと」を最優先に対応する。
- (3) いじめを傍観していた児童（集団）に対しても、自己の問題として捉えさせるように取り組みを進める。
- (4) 解決を図る上で、教育委員会を始め、子ども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、東淀川警察署（生活安全課少年係）、さらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携をおこなう。
- (5) ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

#### 【組織名】

いじめ対策委員会

\*現在既設の児童理解連絡会をいじめ問題に取り組むための組織として機能させ位置づける。

#### 【構成】

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、各学年担任、特別支援学級担任代表、養護教諭

\*基本的に全教員で構成し、事案に応じて必要な教職員も加わるものとする。

#### 【役割】

いじめに関する情報や児童の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有をおこない「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正をまとめる。さらに、いじめに関する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、迅速に情報の共有、関係児童への事実確認、保護指導および支援などの方針の決定をおこなうとともに、解決に向けての取り組みを進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

#### 【開催時期など】

月1回の定例開催とする。事案発生時には緊急に開催する。

【年間計画】	取り組み内容	備考
1学期	①各月にいじめ対策委員会（児童理解連絡会）を定例開催する。 ②学級担任による教育相談を適宜実施する。	①「運営に関する計画」立案 ②学校協議会
2学期	①各月にいじめ対策委員会（児童理解連絡会）を定例開催する。 ②学級担任による教育相談を適宜実施する。	①「運営に関する計画」中間進捗の学校評価 ②学校協議会
3学期	①各月にいじめ対策委員会（児童理解連絡会）を定例開催する。 ②学級担任による教育相談を適宜実施する。 ③「いじめアンケート」を各学期1回計3回実施し、いじめ調査を進める。 ④いじめに関する教職員研修会を実施する。	①「運営に関する計画」最終の学校評価 ②学校協議会

## (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学年だよりなどによる情報発信・啓発
  - ・学校の様子や情報をタイムリーに発信する。
- ②学校協議会への提案・協力体制
  - ・事案が発生した場合、速やかに学校協議会会長に連絡し、協力体制を整える。
- ③委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請
  - ・東淀川警察署・こども相談センター・区役所子育て支援室等との情報交換を日頃から密に行う。

## (3) 取組内容の検証

- ① P D C Aサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
  - ・取組内容を「運営に関する計画」で検討し、常に内容を改善していく。
- ②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法
  - ・教職員に、取組評価アンケートを実施する。
  - ・学校協議会やP T A実行委員会で意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

## 7. 重大事案への対処

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※以下の①～④について、校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、教頭・生活指導部長を中心に、日頃から体制を整えておく。

- ① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供
- ④ 教育委員会への報告等、関係諸機関との連携

### ※ いじめ発見の際の流れ

